

1 同和問題

	具体的施策	施策の内容	H30 事業計画	H30 事業実績	評価・課題	所管課
①	学校教育の取組	<p>○すべての学校において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。</p> <p>○各種研修会によって教職員の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。</p>	<p>○人権・同和教育の授業での取組を行う。</p> <p>○人権・同和教育研修会を実施する。 全教職員対象 主任等研修</p>	<p>○人権・同和教育に係る授業を実施した。</p> <p>○児童生徒支援加配推進者による定期的な研修を通じた成果を各小中学校に広げる。</p> <p>○人権・同和教育研修会に全教職員を対象として3回開催し、延545名の参加者があった。また、県教委主催教職員対象の主任等研修などへの出席により、スキルアップ及び各校における推進を図った。</p>	<p>○全ての学校で実施され、人権・同和教育の基本となる取組として、子どもたちの人権意識の向上に繋がっている。</p> <p>○指導者として、個々の人権感覚を磨く大切な機会となっている。</p>	学校教育課
②	社会教育の取組	<p>○各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。</p>	<p>○益田市地区人権・同和教育推進協議会での啓発活動を実施する。</p> <p>○人権標語啓発塔看板の改修を行う。</p>	<p>○益田市人権・同和教育推進協議会連絡会を開催し、各地区での事業や関係機関事業計画の協議を行った。 日時：6月18日 9:30～ 場所：人権センター 出席者：37人</p> <p>○益田市地区人権・同和教育推進協議会の全体委員研修会の開催 日時：7月27日 9:30～11:30 場所：益田市総合福祉センター 内容：「伝えたいこと～部落問題、その現実から～」 講師：NPO 法人人権センターながの 事務局長 高橋 典男 氏 受講者：64名</p> <p>○益田市地区人権・同和教育推進協議会委員・事務局員講座の開催 ・日時：10月9日 13:30～15:30 場所：匹見下公民館 内容：「気づこう！身の周りのさまざまな人権」 講師：NPO 法人多文化共生と人権文化 LAS 福原 孝浩 氏 受講者：39名</p> <p>・日時：10月30日 13:30～15:30 場所：ふれあいホールみと 内容：「原発問題と自然との共生・人権問題にふれて」 講師：NPO 法人多文化共生と人権文化 LAS 福原 孝浩 氏 受講者：25名</p> <p>・日時：12月5日 13:30～15:00 場所：人権センター 内容：「外国人の人権～多文化共生社会をめざして～」 講師：しまね国際センター 仙田 武司 氏 受講者：96名</p> <p>○人権標語啓発塔看板の改修（1カ所） 実施場所：西益田地区振興センター</p>	<p>○協議会委員対象の研修会の開催により、人権・同和教育に関する地域リーダー育成の取組をすることができた。引き続き、地域や学校と連携して実施する様々な人権課題の解決のための啓発活動を支援し、差別のない住みよいまちづくりに繋げる。</p> <p>○各地区に設置された人権標語啓発塔の看板が経年劣化のため、平成30年度については西益田地区の看板を改修し、人権啓発の標語を地域に普及させるための取組とした。継続的に改修を行い、地区住民への意識啓発につなげていく必要がある。</p>	人権センター

③	啓発・広報活動の推進	○人権センターを核とし、社会教育団体・石西地域人権を考える企業等連絡協議会・NPO 法人等と連携し、各種講演会、イベント等を企画し啓発・広報活動に努めます。	○人権・同和教育講演会や研修会を実施する。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等との連携した啓発活動を実施する。 ○人権・同和教育に関するパネル展示を開催する。	○講演会や研修会を8回開催。延1,331人が受講。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会やNPO 法人多文化共生人権文化LASと連携し、講演会を開催。延466人が受講。 ・日時：6月14日 14：20～15：50 場所：人権センター 内容：「ハラスメントの理解と防止について」 講師：島根県西部人権啓発推進センター 啓発指導講師 尾村 幸行 氏 受講者：106名 ・日時：7月27日 9：30～11：30 場所：益田市総合福祉センター 内容：「伝えたいこと～部落問題、その現実から～」 講師：NPO 法人人権センターながの 事務局長 高橋 典男 氏 受講者：264名 ・日時：9月3日 15：00～16：30 場所：人権センター 内容：「企業における障がい者雇用と合理的配慮」～発達障がいの方の実例から～ 講師：島根西部発達障害者支援センター「ウィンド」 就労支援員 野村 哲也 氏 受講者：96名 ・日時1月22日 13：30～15：30 場所：人権センター 内容：「笑顔がもたらす私らしい働き方と生活～落語で伝えるワーク・ライフ・バランス～」 講師：落語家 春風亭 鹿の子 氏 受講者：114名 ○「差別をなくす強化月間」に人権教育啓発のためのパネル展示を開催。 展示期間：7月12日～8月30日 場所：人権センター ○人権週間に「いのち・愛・人権」展の活動や部落差別解消推進法などの人権三法に関するパネル展示を開催。 展示期間：12月4日～10日 場所：人権センター	○人権・同和問題に関する正しい知識の提供をするとともに、意識啓発の継続した取組により、差別をなくす活動に努めた。 ○関係機関や各団体と連携し、講演会や啓発活動を実施することにより、一人ひとりが人権意識の高揚を図るとともに、差別やハラスメントのない職場づくりを学ぶことができた。引き続き、講演会等を実施し、同和問題も含めた様々な人権課題の啓発に努める。 ○貸館等他の要件で来館された方にもパネル展示を見ていただくことができ、多くの方への啓発につなげることができた。引き続き、様々な機会を活用しての啓発活動に努める。	人権センター
---	------------	--	--	--	--	--------

④	人権センター事業の充実	○人権センターは、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。	○生活総合相談や各種専門機関等の相談会を実施する。 ○相談担当者ネットワーク会議を開催する。	○生活環境や近隣住民との人間関係等に関する総合相談が62件、地域巡回による相談が62件。相談内容によっては、各専門機関に引継いだ。また、専門家による相談についても毎月実施し、相談体制の充実に取組んだ。 ○行政機関等相談担当者ネットワーク会議の開催（6回） 各相談担当者の課題解決のための研修会を開催し、相談担当者としてのスキルアップを図った。 ・日時：4月26日 内容：「各機関の紹介」 出席者：31名 ・日時：8月8日 13:30～15:30 内容：「性の多様性を考える～LGBTに関わる学校教育・人権課題の現状を通して～」 出席者：33名 ・日時：10月17日 13:30～15:00 内容：「地域包括支援センターの概要と益田市の改正について」 出席者：19名 ・日時：12月13日 13:30～15:00 内容：「調停制度の説明と家事調停の実際（模擬）～市民のための身近な「調停制度」について」 出席者：24名 ・日時：2月6日 13:30～15:00 内容「男女共同参画について」 出席者：24名 ・日時：2月7日 13:30～15:30 内容「悪質商法と戦うための基礎知識」 出席者：24名	○相談案件に応じたアドバイスや他機関との連携を行い、相談対応に取組んだ。今後も継続して相談ができる体制作りに努める。 ○定期的な会議の開催により、関係機関の相談担当者の資質向上に努めた。引き続き、担当者の資質向上及び関係機関とのネットワークの強化に努める。	人権センター
---	-------------	--	---	--	---	--------

2 女性

	具体的施策	施策の内容	H30 事業計画	H30 事業実績	評価・実績	所管課
①	人権尊重の意識づくり	○女性の人権を尊重し、意識を高めるための研修会を実施します。 ○男女平等、男女相互理解についての教育を進めます。 ○性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。	○男女共同参画週間等でのパネル展示や男女共同参画通信を発行する。	○男女共同参画週間にパネル展を開催 ・開催期間：6月20日～7月4日 場所：人権センター 内容：「災害と女性、日本女性はどうか？」 ○男女共同参画通信の発行（12月、2月） ○企業等に向けた女性の活躍推進リーフレット等の掲示や提供。	○期間中は貸館を含め、200人以上の来館があり、多くの人に意識啓発をすることができた。引き続きパネル展示を実施するとともに、様々な方法での啓発活動を行い、もっと多くの人に啓発できるよう努める。 ○行政職員や教職員、企業を対象に講演会を開催した。アンケートには多くの方が人権課題への関心度・理解度が深まったと回答し、人権意識向上の機会とすることができた。	人権センター

				<p>○講演会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：6月14日 14：20～15：50 内容：「ハラスメントの理解と防止について～」 講師：島根県西部人権啓発推進センター 啓発指導講師 尾村 幸行 氏 受講者：106名 ・日時：8月8日 13：30～15：30 内容：「性の多様性を考える～LGBTに関わる学校教育・人権課題の減所を通して～」 講師：NPO 共生社会をつくるセクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク 理事 大賀 一樹 氏 受講者：227名 ・日時：1月22日 13：30～15：30 内容：「笑顔がもたらす私らしい働き方と生活～落語で伝えるワーク・ライフ・バランス～」 講師：落語家 春風亭 鹿の子 氏 受講者：114名 		
②	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	<p>○暴力は、重大な人権侵害であり尊厳を傷つけることを認識し、理解を深めるために講演会や研修会を開催します。</p> <p>○啓発パンフレットや広報等による啓発を実施するとともに、デートDV防止等の未然防止教育を進めます。</p> <p>○相談しやすい体制づくりに努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。</p>	<p>○デートDV防止のための研修会を開催する。</p> <p>○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加やパンフレット等の配布を行う。</p> <p>○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加する。</p>	<p>○市内中学校の教職員を対象としたデートDV防止研修会の開催 日時：1月11日 13：30～15：15 内容：「学校におけるデートDV予防教育」 講師：島根県健康福祉部青少年家庭課 児童・家庭相談支援スタッフ 主幹 稲田奈苗 氏 受講者：9名</p> <p>○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加 日時：11月20日 場所：イズミ益田店 内容：啓発パンフレット等配布</p> <p>○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会への参加 日時：10月5日 場所：益田合同庁舎</p>	<p>○各中学校内においてデートDVへの取組が実施できるよう教職員を対象とした研修会を開催した。研修会等を定期的に開催し、教職員のデートDVへの理解を深める場や情報交換できる場となるよう努める。</p> <p>○街頭啓発活動ではリーフレット等の配布や呼びかけを行い、女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを訴えた。引き続き啓発活動に参加し、意識啓発に努める。</p> <p>○各機関における女性に対するDV相談の状況や対応を聞く等、情報交換をすることができた。引き続き連絡会に参加し、相談者への適切な支援が実施できるよう、連携強化に努める。</p>	人権センター
③	働きやすい職場づくり	<p>○事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。</p> <p>○セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。</p> <p>○仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるようにワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。</p>	<p>○関係機関からのパンフレットなどを企業や事業所に配布する。</p> <p>○企業等が構成する会の集会等において、育児休業制度等の情報提供を実施する。</p>	<p>○関係機関からのパンフレットなどを企業や事業所に配布。</p> <p>○企業等が構成する会の集会等に、関係機関を招集して情報を提供し、協力を依頼した。</p>	<p>○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、働きやすい職場づくりへの働きかけを行っていきたい。</p>	産業支援センター

3 子ども

	具体的施策	施策の内容	H30 事業計画	H30 事業実績	評価・課題	所管課
①	社会みんなで子育てのよろこびを分かち合う取組	<p>○家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。</p> <p>○仕事と子育ての両立ができる職場環境の確立をめざし、企業等に対する啓発活動を推進します。</p>	<p>○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。</p> <p>○発達クリニック(にじいろ相談室)の実施 発達支援を必要とする就学前児童に対し、専門医師等による相談を実施し、支援方法について方向付けを行う。</p> <p>○子育て世代包括支援センターの設置 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し相談に対応するとともに、必要な支援の調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する。</p> <p>○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の周知を図り、子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進する。</p>	<p>○乳幼児健診を実施した。 未受診者への声かけや家庭状況把握など、保育所や幼稚園と連携し子どもの発達状況の確認を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検診受診率 乳児：99.4%、1.6歳：99.4%、2歳：91.7%、3歳：96.6% <p>○発達クリニック(にじいろ相談室)を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 15回 <p>○子育て世代包括支援センターを設置した。 10月1日に子育て世代包括支援センターを設置した。 保護者への情報伝達ツールの一つとして電子母子手帳アプリ「母子も♡ますだ」を導入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録件数 84件 <p>○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣言企業登録数 22社 (平成31年3月31日現在) ・周知方法：広報、個別訪問・通知、企業連絡会議等への参加等 	<p>○乳幼児健診の実施 健診受診率100%をめざすとともに、受診困難な場合には保育所等との連携や家庭訪問等、様々な機会を捉えて子どもの発達状況等の確認を行う必要がある。</p> <p>○発達クリニック(にじいろ相談室)の実施 発達相談件数が増加しており、どの様にフォローしていくかを検討していく必要がある。</p> <p>○子育て世代包括支援センターの設置 関係機関との情報共有や連携を行い、必要に応じて妊娠初期から継続した支援ができるよう、フォロー体制を整えていく必要がある。 妊娠期から乳児期の親子へ継続して関わることができるようになった。</p> <p>○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の推進 多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知していく必要がある。</p>	<p>子ども家庭支援課 子ども福祉課</p>
②	子どもの権利条約などの理解促進	<p>○学校をはじめ、地域等で子どもの権利条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。</p>	<p>○「子どもの権利に関する条約」啓発資料を活用した教育、啓発の実施を行う。</p>	<p>○6月に「子どもの権利に関する条約」啓発資料を、小学校3年生、中学校1年生に直接配布し、児童生徒の発達段階に応じた活用について周知した。</p>	<p>○各校で、啓発資料の説明を意図的、計画的に学級活動等で活用している。</p> <p>○保護者や地域と共に啓発資料を用いた授業公開や研修とする機会をより多く持つように働きかけていきたい。</p>	<p>学校教育課</p>
③	要保護児童等への適切な支援	<p>○要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。</p> <p>○虐待防止に関する幅広い啓発を行うことにより、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。</p>	<p>○関係機関との連携による支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会での関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。</p> <p>○リスクのある家庭への早期支援として子育てあんしん相談系の体制強化や専門性の充実を図りながら、虐待やリスクを抱える家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げる。</p> <p>○虐待防止に関する啓発として、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けた取組を行う。</p>	<p>○関係機関との連携による支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の実施状況 管理ケース：114ケース 代表者会 1回 実務者会議 6回 個別支援検討会議 67回 ケース会議 31回 <p>○リスクのある家庭への早期支援を行った。 母子手帳交付以降、電話連絡や来庁面談、家庭訪問等を行うことにより状況を確認し適切な支援に繋げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問 対象数：321件、訪問件数：311件(96.8%) <p>○虐待防止に関する啓発を行った。 ポスター掲示や懸垂幕の掲揚、チラシの配布、市広報や告知端末で児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、民生委員児童委員協議会児童福祉部会等の研修会で児童虐待防止に係る研修を行った。</p>	<p>○関係機関との連携による支援 H30.4月に子ども家庭総合支援拠点として新たに社会福祉士を配置し、児童家庭相談体制の整備を図った。今後も要保護児童対策地域協議会を中心に虐待をはじめ、支援が必要な児童の相談が増加する中で、様々な機関と連携し早期に適切な支援に繋げていくとともに、積極的に研修会に参加し職員のスキルアップ向上に努めたい。</p> <p>○リスクのある家庭への早期支援 リスクのある家庭への支援を早期に行うため、妊娠期から切れ目なく、病院をはじめ母子保健担当者や関係機関と連携・情報共有し適切な支援に繋げていきたい。</p> <p>○虐待防止に関する啓発 引き続き様々な機会を捉えて児童虐待防止に関する意識啓発に努めたい。</p>	<p>子ども家庭支援課</p>

④	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	○益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処に取組んでいきます。	○益田市いじめ防止基本方針の見直しを図り、学校、家庭、地域と連携したいじめの未然防止、早期発見を図る。 ○アンケート調査や教育相談を実施する。 ○電話相談窓口の周知を図る。	○益田市いじめ防止基本方針の見直しを行った。 ○アンケート調査（アセス(学校環境適応感尺度)等）や教育相談を実施した。 ○電話相談窓口を周知した。 ○組織的な校内体制を整備した。	○各学校において、教育活動全体を通じて人権意識を高め組織的な対応が行われている。また、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない。」ことへの理解を促すよう取組を進めることができた。 ○学校におけるいじめに対する認識が深まり、いじめの認知件数が大幅に増加した。	学校教育課
⑤	体罰根絶に向けた取組	○体罰は重大な人権侵害であることを教職員一人一人が認識し人権意識を高めるとともに、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めます。	○学校訪問を実施する。 ○アセスの実施・分析を行う。	○教育長及び教育部長による全小中学校の訪問を実施した。 ○アセスの実施及び分析に係る研修会を実施した。 ○アセスの実施及び分析した。(年間3回) ○子どもの人権侵害根絶に向けての校内体制状況についてアンケートを実施。	○学校訪問等を通して、校長及び教職員と連携を取り、各学校における人権課題等について、学校と情報を共有し、必要に応じ速やかに指導、助言又は、支援を行うよう努めた。 ○アセスの活用状況の把握を今後どう進めていくかが課題である。	学校教育課
⑥	子どもの貧困に対する支援	○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、保健、医療、福祉、教育など子どもに関わる機関が子どもの貧困に対する視点をもち、早期発見・早期支援に取り組めます。 ○子どもの貧困の背景には、保護者等の複合的な課題があることも認識し、子どもへの支援と同様に保護者等への支援に取り組めます。	○生活困窮者自立支援事業を益田市社会福祉協議会に委託して実施する。市、社会福祉協議会、ハローワークの3者で、毎月調整会議を開催する。 ○ハローワークと連携を図りながら、生活保護を受給しているひとり親の就労支援を実施する。	○生活困窮者自立支援事業を実施した。 ○支援調整会議を開催した。(年12回) ○ひとり親家庭に対し、ハローワークによる福祉事務所での出前就労相談(8/21~8/22)及び随時相談を実施した。(延べ20名)	○関係機関と連携し、引き続き生活困窮者の自立に向けた支援を行う必要がある。 ○相談後も就労・増収に結び付かない等の状況があり、今後も継続した支援が必要である。	福祉総務課
⑦	情報モラル教育の推進	○インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し活用できる能力の育成や向上に努めます。	○益田市情報モラル指導事例集の活用を行う。	○小学校から中学校まで全児童生徒に年間3回程度「益田市情報モラル指導事例集等」(平成28年3月発行)を使った授業を行うよう指導した。 ○市PTA連合会母親委員会と共催し、保護者及び教職員を対象とした情報モラル・リテラシー研修会を実施した。	○益田市情報モラル指導事例集では、学年ごとの指導案によって構成されており、学校での活用が容易になっている。 ○情報機器やソフトは、目覚ましい速さで進歩しており、指導内容が遅れないよう対処する必要がある。 ○本年度情報モラル・リテラシー研修会は、最新の情報・状況に基づく内容の研修が行え、参加者に好評であった。次年度以降も継続していきたい。	学校教育課

4 高齢者

	具体的施策	施策の内容	H30 事業計画	H30 事業実績	評価・課題	所管課
①	安否確認の体制整備	<p>○要援護者に対し、地域住民、地区社協、自治会等と連携・協力しながら、声かけや見守りなどを行います。</p> <p>○それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。</p>	<p>○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与する。</p> <p>○緊急通報装置の利用者からの相談・通報等に対し、協力員の協力を得て、24時間体制での対応を図る。</p>	<p>○緊急通報装置設置台数：667台（H31.3月末、対象者：65歳以上）</p> <p>○救急車要請：50件、相談：781件</p> <p>委託業者からの安否確認：7,983件</p>	<p>○今後、75歳以上の高齢者数の増加や、独居世帯、高齢者のみの世帯の増加に伴い、必要性は高いと考える。事業の周知を強化することが課題である。</p>	高齢者福祉課
②	相談体制の充実	<p>○地域包括支援センターでは、高齢者の暮らしを地域でサポートするため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、チームアプローチによって専門的に対応します。</p> <p>○民生委員・児童委員と連携し、必要なサービスの情報提供や適切な機関への紹介等の支援をします。</p>	<p>○H30から益田市地域包括支援センターを委託した。受託した地域包括支援センターを支援するため高齢者福祉課内に新たに包括推進係を設置。包括支援センターにおいても高齢者福祉課においても高齢者の暮らしを地域でサポート。地域包括推進係には保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、チームアプローチによって専門的に対応する。</p> <p>○高齢者及びその家族、関係機関等からの相談に対応する。</p> <p>○関係会議への参加、講演依頼等の積極的受理、住民や関係機関への様々な説明会を活用して、地域包括支援センターの周知に努める。</p> <p>○民生児童委員や関係機関等との連携による支援・ネットワークの構築を図る。</p>	<p>○地域包括支援センター相談実績</p> <p>東部・中部（委託先：医師会）：427件</p> <p>西部（委託先：梅寿会）：329件</p> <p>美都（委託先：社会福祉協議会）：97件</p> <p>匹見（委託先：社会福祉協議会）：29件</p> <p>○福祉養成科のある高等学校、民生委員協議会、民間企業、市民団体、職能団体、介護サービス提供事業所などに職員を講師派遣</p>	<p>○平成18年から委託していた美都、匹見地域包括支援センターに加えて、新たに東部・中部、西部の委託を行い、総合相談を行う専門職の人数を2倍にして、円滑な対応が行えるよう体制整備を図った。</p> <p>○地域包括支援センターの周知、啓発、講演等についてはまだまだ不足しており、今後も継続し対応する予定であり、地域へのPRの方法については、各地域とも相談しながらの対応が求められる。また、支援部署である市の方でも、広報、ひとまるビジョン等を含め協力を継続する。</p> <p>○民生委員および各関係機関を含めたネットワークづくりについては不十分であり、連携体制については課題である。今後、中核機関としての機能を各地域包括支援センターがしっかり持ち、定着していけるような支援づくりが必要である。</p>	高齢者福祉課
③	生きがい活動への支援	<p>○高齢者の健康といきがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。</p> <p>○高齢者自らが行う社会奉仕活動、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。</p>	<p>○益田市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」や、他のサロン等との交流事業を実施する。</p>	<p>○サロン事業を実施した。</p> <p>・新規サロン9か所、継続77か所、活動中止2か所、統合2か所の合計90か所（平成31年3月31日現在）</p> <p>・社会福祉協議会職員が年間を通じてサロンを訪問し、活動状況の見学、福祉バスの利用、福祉出前講座等を実施。</p>	<p>○サロン事業</p> <p>・高齢者が身近な場所で気軽に集うことで、引きこもりの防止や健康増進の促進等を図ることが出来ていると考える。</p> <p>・サロン会員や世話人の高齢化により運営が難しくなっているがサロン出てきているが、新規に活動を行う所もある状況。</p>	福祉総務課
			<p>○家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等に対し、生きがいと潤いのある生活及び心身の自立の確保を図ることを目的とする委託事業を実施する。</p>	<p>○老人クラブ連合会、健康ますだ市21推進協議会、益田市社協（継続しているサロン事業）、シルバー人材センター等へ生きがい活動の委託を行い、順調に事業を実施している。</p>		<p>○益田市の高齢者においては、閉じこもっている高齢者が多く、実際の要介護の原因についてのデータに基づく介護予防の課題を明らかにする必要がある。</p>
④	介護予防事業の推進	<p>○高齢者が健康や介護予防に関心を持ち、生活習慣病や認知症等の予防に取組み、住み慣れた地域で健やかに生活できるように推進します。</p>	<p>○H29から「介護予防・日常生活支援総合事業」において、「介護予防・生活支援サービス事業」は訪問型サービス・通所型サービスともに「現行相当サービス」のみからの開始とし、「多様なサービス」については段階的に開始する。</p>	<p>○多様なサービスの充実に向け、A型（現行の訪問型・通所型サービス）については指定基準を定めた。住民主体によるサービスについては平成31年度からの実施を目的に体制を整備した。</p>	<p>○B型・C型・D型（住民主体によるサービス）の実施方法や基準について、どのような方法が本市に必要なか検討し、方向性を見出すことができた。課題としては実際にサービスを提供する担い手を確保することが挙げられる。</p>	高齢者福祉課

		<p>○地域特性に応じた介護予防基盤整備のため、地域組織や団体と連携し、地域主体の介護予防を推進します。</p> <p>○要介護認定者の方に対して、生活機能の維持向上のための目標、プラン、サービス提供を行うとともに、定期的に評価、見直しを図ります。</p>	<p>○健康増進課や社会福祉協議会と連携し、地域のいきいきサロン等の住民主体の通いの場において「いきいき百歳体操」をツールとした介護予防プログラムを導入するとともに、その担い手等の養成を目的とした研修会を実施する。</p> <p>○自立支援を目指した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に当たり、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントを支援することを目的とする「地域ケア個別会議（今年度は国のモデル事業）」に取り組む。</p>	<p>○市内 34 箇所のいきいきサロン等の住民主体の通いの場で「いきいき百歳体操」を実施。</p> <p>○「介護予防並びにふれあいきいきサロン交流会」を開催 日時：平成 30 年 12 月 12 日（3 年目）</p> <p>○地域ケア個別会議：8 回開催</p>	<p>○介護予防については、生きがい活動事業との関連もあり、いきいきサロン以外の団体へも介護予防についての情報提供が必要である。</p> <p>○地域包括支援センター職員に事例を提出してもらい、関連するサービス提供事業者とともに自立支援について考える機会を持つことができた。課題としては次年度から正式に事業化することを踏まえ、開催の目的や手法について明確化することが挙げられる。</p>	
⑤	認知症への理解と支援体制の整備	<p>○認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため認知症への理解や、認知症高齢者やその家族への理解を深める研修会等を開催します。</p> <p>○冠婚葬祭や介護疲れなどで介護ができないときの介護者支援の充実を図ります。</p> <p>○認知症高齢者やその家族からの相談に応じ、適切な医療・介護サービスが受けられるよう関係機関の調整を行います。</p> <p>○地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族を支えるネットワークづくりを行います。</p>	<p>○認知症サポーター養成講座と認知症キャラバンメイト交流会を通じて、地域における認知症の理解を推進する。</p> <p>○認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス等を通じて、介護者支援を行う。</p> <p>○認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームの充実を図ることで適切な医療・介護サービスが利用できる体制を整備する。</p> <p>○認知症対応ケア会議を年 4 回開催し、早期発見・早期対応のための仕組みやネットワークづくりについて検討する。</p>	<p>○認知症サポーター養成講座 開催：15 回、受講者：306 名</p> <p>○キャラバンメイト交流会 開催：2 回</p> <p>○認知症高齢者家族安らぎ支援サービス 0 回</p> <p>○認知症緊急対応訪問サービス 0 回</p> <p>○認知症カフェ 開催：6 カ所</p> <p>○認知症ケアパスの完成</p> <p>○認知症対応ケア会議 開催：4 回</p> <p>○認知症の早期発見と対応に向けた検討や、認知症初期集中支援チームの活動体制の充実に向けて協議を行った。</p>	<p>○認知症サポーター数は順調に増加しているが、その後の具体的な活動に寄与できているかどうか課題がある。今後はサポーターが活動しやすい仕組みも検討する必要がある。</p> <p>○認知症カフェ交流会はカフェ充実を図るためには有意義な場となっている。さらに充実できるよう当事者の声をどう反映させるかが課題である。</p> <p>○今後、認知症ケアパスを広く市民に向けて周知するとともに、関係者間でも共通ツールとして幅広く活用していく。</p>	高齢者福祉課
⑥	高齢者の権利擁護に関する取組	<p>○高齢者虐待対応ケア会議を開催し、支援の方向性を明確にし、より専門的な支援に繋げていきます。</p> <p>○高齢者の権利擁護について、周知・啓発、個人の理解を深めるために参加者に応じた研修会を開催します。</p> <p>○成年後見制度の利用促進のために申立て支援や、低所得者に対する成年後見人等の報酬の助成を行います。</p> <p>○地域福祉の担い手として、高齢者の様々な権利を地域から支えることが期待される市民後見人の活動を推進していきます。</p>	<p>○年 4 回の高齢者虐待対応ケア会議において、事例に対する支援の在り方を多職種で検討し、被虐待者・養護者双方の支援の充実を図る。</p> <p>○高齢者虐待防止を目的とした市民向けの研修会を開催する。</p> <p>○成年後見制度が必要な高齢者やその家族の状況に応じて、市長申立てや親族の申立て支援を行い、成年後見制度の利用の普及に努める。</p> <p>○市民後見人養成事業の委託先である社会福祉協議会と連携し、専門職だけでなく市民の目線での成年後見人等の活動が推進されるよう、研修会を開催し、さらなる周知を図る。</p>	<p>○高齢者虐待対応ケア会議 開催：4 回、7 事例を検討 今年度から委託した地域包括支援センター職員とともに検討し、虐待対応の基本的視点や方法を確認した。</p> <p>○高齢者虐待防止研修会 開催：1 回、出席者：87 人</p> <p>○市長申立：6 件</p> <p>○市民後見人の養成のため、市民向けの研修会を開催するとともに、養成講座（基礎コース・フォローアップコース・スキルアップコース）を開催した。</p>	<p>○委託型地域包括支援センターとの連携体制について再検討する必要がある。</p> <p>○今年度は専門職向けとしたため、次年度については市民向けの研修会の企画を検討する必要がある。</p> <p>○養成された市民後見人候補者が、法人後見推進員としての活動を含めて貢献活動に携わり実践していけるよう、具体的な活動体制について検討し構築する必要がある。</p>	高齢者福祉課

⑦	消費者被害等の未然防止の取組	○高齢者をはじめ地域住民に対して、消費者問題等の理解を深め、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。 ○消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。	○消費生活に関する講演会等や街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施する。 ○消費者相談を実施し、また、困難な案件などは県消費者センター石見地区相談室と連携を行い、消費者被害防止に取り組む。	○消費者セミナーの開催 時期：2月7日 13:30~15:30 場所：人権センター 内容：「悪質商法と戦うための基礎知識」 参加者：24名 ○街頭啓発活動の実施 時期：3月8日 場所：キヌヤ 益田ショッピングセンター店 ○消費者相談 59件	○消費者被害未然防止のための啓発グッズを街頭で配布するだけでなく、公民館、支所にも配布し、多くの市民に啓発した。引き続き、セミナーの開催や街頭での啓発活動を実施し、被害の未然防止や相談窓口の周知に努める。 ○消費者相談では、消費生活相談員が相談対応をしている。消費者問題は多様化してきているため、県消費者センター石見地区相談室等の関係機関と連携しながら相談者の支援に努める。	人権センター
---	----------------	---	--	--	--	--------

5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	H30 事業計画	H30 事業実績	評価・課題	所管課
①	バリアフリー社会の実現	○障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。 ○市民一人一人が障がいおよび障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。	○益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会で協議検討し、障がいの理解啓発を進める。 ○広報、ケーブルテレビ等にて障がいに関する啓発を進める。	○益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会を開催した。障がいに関するマークについてのちらしを作成し、益田市余芸大会にて来場者に配布した。 ○ケーブルテレビで障がいに関する啓発を実施した。	○今後も継続して広く障がいに対する理解を深めるための取組をしていく必要がある。	障がい者福祉課
			○市営原浜住宅5号棟において、住戸内の床の段差解消を6戸と手摺設置（玄関・トイレ）を6戸の改修。	○契約工期 平成30年9月26日から平成31年1月4日まで 6戸の段差解消及び手摺設置を改修		
②	地域生活の支援体制の充実	○障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。 ○個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。	○益田市障がい者自立支援協議会を開催し、障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の協議を行う。 ○市及び市内相談支援事業所（5事業所）で毎月相談支援会議を開催。細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。	○益田市障がい者自立支援協議会開催。 ○事業計画どおり毎月相談支援会議を実施。 ○平成30年10月1日から「基幹相談支援センター」を設置した。	○相談支援会議は情報共有、課題共有の場として有効であり、継続して会議を実施する。	障がい者福祉課
③	自立と社会参加の促進	○障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、より充実した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、労働等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。 ○障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。	○益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会と連携し、就労事業所説明会を実施する等就労社会参加の推進を図る。 ○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進を図る。	○障がい者就労支援事業所説明会を実施した。 日時：12月1日（土）13:30~ 場所：市民学習センター多目的ホール 内容：・各事業所説明 ・各事業所展示ブース見学 等 ○島根県及び益田市障がい者スポーツ大会の開催に協力。	○今後も益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会と連携し、取組を検討、実施する必要がある。	障がい者福祉課

④	障がいのある人の権利擁護の取組	○障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と擁護者への支援を行います。 ○障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。	○虐待相談窓口、24 時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置し、支援を実施する。 ○障害のある方への虐待防止に向けた取組として、パンフレット配布及び相談窓口の情報提供などの啓発活動を実施する。	○虐待相談窓口、24 時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置し、相談に応じ支援や対応を実施。	○引き続き相談窓口の設置および支援を実施する。 ○虐待や権利擁護についての啓発や研修等、理解を深める取組をしていく必要がある。	障がい者福祉課
---	-----------------	--	---	--	--	---------

6 外国人

	具体的施策	施策の内容	H30 事業計画	H30 事業実績	評価・課題	所管課
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	○外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。 ○益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。	○啓発ポスターやチラシ等の設置を行う。 ○外国人の人権について研修会を行う。	○「外国にルーツを持つ子供の指導・支援リーフレット」等の掲示や提供。 ○外国人の人権についての研修会の開催 日時：12月5日 13:30～15:00 内容：「外国人の人権～多文化共生社会をめざして～」 講師：しまね国際センター 仙田 武司 氏 受講者：96名	○外国人への偏見や差別の解消と共生社会の実現のため、多文化への理解を深める研修会を開催した。引き続き、差別意識解消のための啓発活動を実施する。	人権センター
			○広島朝鮮初中高級学校との交流（匹見中）を行う。 ○社会科授業での啓発を実施。	○11月に実施。 ○中学校では社会科の教育課程内に位置づけ指導を行っている。 ○小学校では外国語活動を通して異文化理解を図る機会を設けている。	○島根教育の日（11月1日）や人権週間（12月4日～10日）に合わせた保護者・地域を巻き込んだ授業や啓発を各校において計画している。	学校教育課
②	多文化共生社会づくりの推進	○日本語がわからずに生活に課題があるまま地域に居住している外国人の方々を対象に、日常的な会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。 ○市民を対象として異文化に触れる機会を提供し、多文化理解のための講座を実施します。	○在日外国人を対象にした日本語学級を開催する。	○毎週日曜日に日本語学級の開催 開催日数：42日 延受講者数：359人 新規受講者：11人 指導者：日本語ボランティアグループ ともがき	○日本語教室の開催日数が天候不良などにより当初の計画より減少したが、新たな受講生が増加しており、日本語教室の必要性の高まりを感じられる。引き続き、日本語学級を開催し、日本語学習の支援に努める。	人権センター
③	外国にルーツをもつ児童生徒への支援	○日本語サポーターを配置して、対象生徒の実態に応じて、授業の中で日本語の支援を行います。	○日本語について支援の必要な児童・生徒に対する日本語支援員の配置を行う。 ○日本語指導加配教員との連携を密に行い、支援の必要な児童生徒の個々の状況に応じた支援体制を充実させる。	○必要な児童生徒の在籍する学校への日本語支援員の配置	○日本語指導や支援を通して、学校生活や日常生活の不便を少しずつ解消した。 ○日本語を全く習得していない児童生徒の年度途中の転入もあり、支援の必要度が児童・生徒により異なっている。個々の状況を市教委・保護者・学校が十分に連携を行い、支援員や加配教員の配置時間の確保に柔軟に努めている。	学校教育課

④	外国人のための相談体制の充実	○在住外国人からの相談に対し適切な支援を行い、相談体制の充実を図ります。 ○行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。	○外国人サポーターを配置する。 ○行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を実施する。	○外国人サポーターの配置（1名） ○外国人サポーター連絡会議に参加し、意見交換を行った。 日時：9月19日 場所：浜田市役所 ○益田市産業支援センターと外国人サポーターとの外国人就労についての意見交換 時期：9月28日 場所：産業支援センター ○相談実績なし。	○外国人サポーターと連携し、外国人就労者の日本語の習得などの相談を受け日本語の習得のための支援を行った。また、外国人労働者の就労が増える状況にあるため、相談対応やサポートが重要になる。 ○外国人の無料法律相談は必要に応じて、専門の行政書士と連携し、相談者の支援を行う。	人権センター
---	----------------	--	--	---	---	--------

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等

	具体的施策	施策の内容	H30 事業計画	H30 事業実績	評価・課題	所管課
①	啓発活動及び講演等の開催	○人権センター等や学校で開催する講演会及び研修会において、HIV感染者及びハンセン病について正しい理解が得られるよう啓発活動をします。	○ハンセン病問題の取組について啓発パネル等の展示を開催する。	○ハンセン病問題に関する啓発資料の展示の開催 内容：「邑久長島大橋開通30周年記念」 展示期間：6月20日～29日 開催場所：人権センター	○ハンセン病患者やその家族等に対する偏見や差別についてのパネル展示を開催し、来館された多くの方に、ハンセン病に対する正しい知識の啓発を図ることが出来た。引き続き、様々な機会を活用しての啓発に努める。	人権センター

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	H30 事業計画	H30 事業実績	評価・課題	所管課
①	啓発・広報の推進	○国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取組ます。	○北朝鮮拉致問題に関する取組みの支援を行う。 ○益田ひろみさんをさがす会と連携し、市内外でパネル展示を開催する。	○「北朝鮮による、すべての拉致被害者を必ず救出するぞ！島根県民大会」大田地区大会に出席した。 時期：8月26日 会場：大田商工会議所 ○しまね人権フェスティバル2018 島根県隣保館連絡協議会ブースへの展示で「益田ひろみさんをさがす会」の取組についてパネル展示を開催した。 時期：10月21日 会場：ミルキーウェイホール（江津市） ○「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に啓発パネルの展示を開催。 展示期間：12月10日～16日 場所：人権センター 内容：益田ひろみさんをさがす会の取組活動 すべての拉致被害者の帰国を目指す取組について	○北朝鮮の拉致被害者支援団体の早期解決に向けた取組について、参加や後援などの支援を行った。 ○市内外でのパネル展示による啓発活動を通して、拉致問題の解決支援のために、広く理解を図る取組を行った。	人権センター
②	学校教育の取組	○児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組みを推進します。	○学校への周知啓発を行う。	○映像資料を活用した拉致問題に係る学習を各小中学校に周知、依頼。	○小・中学校別の学級活動や道徳における学習指導案を示している。	学校教育課

9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	H30 事業計画	H30 事業実績	評価・課題	所管課
①	意識啓発の推進	○社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取組ます。	○啓発チラシの配布や情報提供を実施する。	○実績なし	○正しい知識や認識を深めるために、必要に応じて啓発チラシの配付やポスターの掲示等情報提供を行う必要がある。	人権センター
②	関係機関との連携	○国、県、警察等と連携を図りながら、被害者に対する支援を行います。	○行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催し、相談体制の充実を図る。	○実績なし	○研修会や会議を通じて、犯罪被害者等の理解と認識を深める必要がある。	人権センター

10 インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	H30 事業計画	H30 事業実績	評価・課題	所管課
①	意識啓発の推進	○情報化社会がもたらす影響について、正しい知識の普及を図るとともに、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。 ○情報化社会における正しい判断や関わり方について周知するとともに、情報化社会で安全に生活できるための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術、健康への意識の向上に努めます。	○インターネットにおける人権・同和問題の講演会を実施する。	○インターネットと同和問題についての講演会の開催 第18回石西地区人権・同和教育研究集会 日時：8月17日 9:00～11:00 場所：人権センター・福祉総合センター 内容：「寝た子はネットで起こされる！？～『部落差別解消推進法』と人権教育の課題～」 講師：山口県人権センター 事務局長 川口 泰司 氏 受講者：427名 ○インターネットと人権についての講演会の開催 日時：2月26日 10:00～12:00 内容：「情報社会と人権～メディアとの上手なつきあい方を考える～」 講師：情報モラル教育アドバイザー・鳥取県情報教育サポーター 今度 珠美 氏 受講者：53名	○講演会では、学校教職員や行政職員、市民など様々な立場の人の参加があり、多くの人へ意識啓発と正しい知識の普及を図ることができた。引き続き、講演会等を開催し、人権意識を向上させる場の確保に努める。	人権センター

11 様々な人権課題

- ①アイヌの人々 ②刑を終えて出所した人 ③ホームレスに対する差別 ④性的指向を理由とする差別
⑤性同一性障害を理由とする差別 ⑥人身取引による人権侵害 ⑦東日本大震災に起因する差別

上記に係る人権課題や新たな人権課題などについても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に向けた取組について検討を行います。